

監査公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、水道部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年10月8日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

水道部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年7月1日（月）

2 監査の対象

水道部（経営企画課、上水道課、下水道課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計及び下水道事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 水道事業について

平成30年度の水道事業の経営状況は、当期損益は前年度より29.89%減少した73,422,567円の純利益を計上しており、引き続き黒字決算となっている。

しかしながら、給水収益は増加したものの業務費が大幅に増加しており、今後、より厳しい経営が続くものと思われるため、今年度策定した「敦賀市新水道ビジョン」を基に、さらに適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

(2) 下水道事業について

平成30年度より公営企業会計に移行し、初年度は、546,931円の純利益を計上している。今後、人口減少による使用料収入の減少や老朽化に伴う施設の更新など、下水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなると予想されることから、一般会計からの負担金に依存することなく、汚水処理費用を使用料収入により回収できるよう安定した経営基盤を築いていただきたい。

(3) 未収金の削減について

平成30年度から開始した上下水道事業の包括的な窓口業務委託やコンビニ収納の導入により、使用料収納率は前年度を上回ったが、上下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金については、負担の公平性の観点からも納付の意識高揚を図るとともに、一層の収納対策の充実により未収金の削減に努められたい。

(4) 会計処理について

各事業において発生する費用について、勘定科目の仕訳に関する明確な基準や職員間での共通認識が形成されていないと思われる。今後は、会計処理のマニュアル化を進め適正な経理に努められたい。